

平成24事業年度における業務の実績に関する全体的評価表

| I 業務の実績に関する項目別評価総括 | |
|--------------------|--|
| 1 業務の効率化（人件費の削減等） | <p>1 人件費の削減 人件費については、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成23年度比約44百万円、約30%の削減、中期目標の基準年である平成17年度（197百万円）と比べると約96百万円、約49%の削減を達成した。</p> <p>また、国家公務員に準じた人件費削減を行い、地域別勘案では95.0、地域別・学歴別勘案では101.5となっており、概ね国家公務員と同水準であり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等が行われた。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 外部委託の推進 外部委託する方が効率的と認められる業務がなかったため、外部委託は実施していない。</p> <p>3 組織運営の効率化 解散業務推進のため複数の会議・チームを編成したことについて、解散間際の少人数の組織において決定と実施を分けて編成する理由が明確でないなど、従来の2部制を残したまま多数の会議・チーム編成を必要とした理由及びこれらの会議・チームの有効性が不明確であり、機動的な人員配置であると必ずしも言えない。</p> <p>一方で、人員配置に際して、必要最小限の人員まで削減（平成23年度比△5人（△36%））するとともに、非常勤職員（平成24年4月18人）についても平成24年9月末で13人削減（△72%）し、5人とするなど組織体制を効率化して業務を進めていることから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日）等に基づいた取組を実施した結果、平成20年度及び平成23年度と比べ、随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度及び平成23年度と比べて増加しているが、平成22年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。</p> <p>また、契約監視委員会で平成24年度契約案件について承認され、ホームページで公表した。</p> <p>監事によるチェックについても、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | これらにより、目標を十分達成したと評価できる。 |
| 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等） | <p>6 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給</p> <p>特別給付金支給事業については、法案立案時推計約 67,000 人に対して、受付累計件数は 69,466 件、認定及び支給累計件数は 68,847 件と推計を大きく上回り終了させた。また、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）が 12,889 件となった。また、平成 24 年 4 月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>一方で、平成 22 年度及び 23 年度に発生した過少払事案・過払事案については、過少払事案は平成 23 年度までに対応を終了し、過払事案については債務者に対して丁寧に対応した結果すべて回収できたものの、22 事業年度及び 23 事業年度評価の際に分科会に報告がなかったこと等、法人として過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られるため、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p> <p>総務省の指導等を踏まえ、新聞、ホームページ、雑誌等、経費削減の中できめ細やかな広報活動を適時に実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加し、申請者掘り起しの効果が認められることから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(5) 標準審査期間の設定</p> <p>標準審査期間内の処理率は 1 か月もの及び 3 か月ものすべての案件について 100%となっている。さらに、その大半を迅速に処理していることから、24 事業年度の処理件数は 23 事業年度・22 事業年度に比して大幅に少なかったことを踏まえても目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(6) 申請者への通知</p> <p>特別給付金の該当者 1,651 人に対して 1 週間後に認定通知書を送付し、非該当者 156 人に対して理由を付して却下通知書を速やかに送付したことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(7) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体等との連携については、入ソ事実等の調査について 26 都道府県に年間 137 件の照会を実施し全件について回答を得、また、地方公共団体等の広報誌等への掲載について多くの地方公共団体等から協力を得たこと等により、</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>目標を十分達成したと評価できる。</p> |
| 3 財務内容の改善 | <p>運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画について、金融機関等から残高証明を徴するとともに出納命令役等による照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に運用資金を管理したものと認められ、また、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで 502 百万円の収入を上げており、適切に運用が行われたものと認められる。</p> <p>また、予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている。</p> <p>さらに、不要財産の国庫納付を行い、4,450 百万円を国庫納付している。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p> |
| 4 その他 | <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成 23 年度計画に引き続き、平成 24 年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。また、参加した研修の新規性が乏しかったほか、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えないことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>2 環境対策</p> <p>環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全 12 品目に対し目標の 100% 調達を達成しており、また、東日本大震災後の節電対策の実施や、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行ったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 職場環境</p> <p>セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組並びにメンタルヘルス対策に関する全体会議の開催等により、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>4 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>情報セキュリティ管理の徹底を図り、また、24 年 10 月以降は定期的に頻繁な監事監査を実施する等の取組はあったが、旅行券等引換券の未引換事案並びに特別給付金の過少払事案及び過払事案について、監事への報告が適宜適切に行われたとは言えない。また、分科会に対する報告も十分ではなかった。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる 24 事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであり、内部統制・ガバナンス強化はより一層重要なポイントだったところ、上記のような状況であったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p> <p>5 基金の解散に向けた取組</p> <p>基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>しかしながら、23 事業年度評価を受けた改善状況、すなわち、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではない。</p> <p>また、「旅行券等引換券」の未引換え 750 件について、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたとあるが、送付作業が始まったのが 25 年 1 月であり、750 件中 732 件は送付できたが 18 件は送付ができなかった。</p> <p>基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる 24 事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであったところ、上記のような状況であったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p> |
| <p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p> | |
| | <p>平成 23 年度末に申請期限を迎えた平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業については、法案立案時推計約 67,000 人を上回り、受付累計件数は 69,466 件、認定及び支給累計件数は 68,847 件であった。また、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行ったことほか、標準審査期間内に審査が実施される等の実績を挙げた。平成 22 年度及び平成 23 年度に発生・判明した特別給付金の過払事案について、平成 24 年度も引き続き対応し、すべて回収することができた（過少払いについては 23 年度までに対応済み）。これらを踏まえると、平成 24 年度の特別給付金支給事業に関しては、全体として目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>一方で、特別給付金支給事業に係る過少払事案及び過払事案や、特別記念事業における旅行券等引換券の未引換問題が発覚し、その対応を実施したが、その過程で監事への報告が適宜適切に実施されていないこと等が明らかとなり、内部統制・ガバナンスが十分であったとはいえない。</p> <p>また、平成 24 年度末に迫った平和基金の解散に向けた取組について、「主体的に取り組むことを期待する」との 23 年度評価を受けた平和基金自らの主体的な取組の成果が必ずしも十分明らかでなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>以上であるが、平成 24 年度の主要業務である特別給付金支給事業については目標を十分達成したと評価できることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を概ね達成」と認められる。</p> |
| <p>Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他</p> | |
| | <p>業務運営については、多数の会議・チーム編成を必要とした理由及びこれらの会議・チームの有効性が不明確であり、機動的な人員配置であると必ずしも言えないが、一方で、業務の進捗等に併せた人員削減や国家公務員に準じた人件費削減を行った。</p> <p>セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組並びにメンタルヘルス対策に関する全体会議の開催等により、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかった。</p> |